

令和7年第5回厚岸町教育委員会会議録			
招 集	日 時	令和7年3月27日 午前10時00分	
	場 所	厚岸町役場 2階庁議室	
開 会 日 時		令和7年3月27日 午前10時00分	
閉 会 日 時		令和7年3月27日 午前11時00分	
出 席 委 員		田 辺 正 保	
		濱 秀 利	
		森 脇 直 美	
		成 澤 幸 恵	
欠 席 委 員			
会議録署名 委 員	教 育 長	滝 川 敦 善	
	委 員	成 澤 幸 恵	
会議出席 者	教 育 長	滝 川 敦 善	
	事務局職員	管理課長	諸 井 公
		指導室長	藏 光 貴 弘
		学校給食センター所長	小 池 裕 子
海事記念館長		菅 原 卓 己	
B&G海洋センター所長		千 葉 隆 行	
温水プール館長		石 田 秀 之	
管理課総務係長	神 奈 緒 美		
その他の者			

議事日程

日 程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(報 告)	
	報告第2号	教育長の報告すべき事項について【報告済】
	(議 案)	
	議案第9号	厚岸翔洋高等学校寄宿舎寮費助成事業実施要綱を定めることについて【原案可決】
	議案第10号	厚岸町語学指導等行う外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について【原案可決】
	議案第11号	厚岸町学校給食費の取扱いに関する規則の全部を改正する規則の制定について【原案可決】
	議案第12号	厚岸町スポーツバス使用管理要綱の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
	議案第13号	厚岸町温水プール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について【原案可決】
	議案第14号	厚岸町文化振興助成条例助成基準に関する規程の一部を改正する訓令を定めることについて【原案取下げ】
	議案第15号	厚岸町スポーツ振興助成条例助成基準に関する規程の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
	議案第16号	厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
	議案第17号	厚岸町教育委員会に属する教育機関職員の異動について【原案可決】
7		閉会

令和 7 年第 5 回厚岸町教育委員会

令和 7 年 3 月 27 日

午前10時00分開会

●教育長 ただいまから、令和 7 年第 5 回厚岸町教育委員会を開会
します。これから、本日の会議を開きます。

 本日の日程は、既に配付されている日程表のとおりであり
ます。

●教育長 日程第 2、「会期の決定」について、委員会の会期を本
日 3 月 27 日の 1 日間としてよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 日程第 3、「前回会議録の承認」についてであります。
令和 7 年 3 月 13 日に開会した第 4 回教育委員会の会議録の
承認についてであります。会議録署名委員の森脇委員、
私がそれぞれ署名済みでありますので、これをもちまして
承認とさせていただきます。

(はい。の声)

●教育長 それでは、そのように決定いたします。

●教育長 日程第 4、「会議録署名委員の指名」についてであり
ます。本日の会議録署名委員は、会議規則第 18 条の規定
により、成澤委員を指名いたします。

●教育長 日程第 5、報告第 2 号「教育長の報告すべき事項につ

て」を議題といたします。職員は、報告内容の説明をしてください。

●指導室長

ただいま上程いただきました、報告 2 号、「教育長の報告すべき事項について」、その内容をご説明申し上げます。議案書 1 ページをご覧ください。ご覧ください。

内容は、令和 6 年度厚岸町立中学校卒業生進路状況についてであります。

3 月 17 日に発表された令和 7 年度道立高等学校入学者選抜合格発表の後、町内中学校 3 校の 3 年生 52 名の進路状況についてとりまとめましたので、ご報告いたします。2 ページ報告第 2 号別紙をご覧ください。対象生徒 51 名が高等学校へ進学となっております。未定となっている生徒につきましては、今後の進路についてご家庭で検討中となっております。表の下欄進路状況の内訳をご覧ください。今年度は、厚岸翔洋高校への進学者は、普通科 5 名、海洋資源科 11 名、合計 16 名で、卒業生全体の約 31% となっております。（昨年度 普通科 9 名、海洋資源 6 名 27%）釧路管内への進学は、湖陵高校 6 名、江南高校 3 名、北陽高校 4 名、明輝高校 7 名、工業高校 4 名、商業高校 3 名、標茶高校 1 名、武修館高校 2 名となっており、合計が 30 名で全体の約 58% となっております。（昨年度約 50%）管外高校への進学者は 5 名で約 10% となっております。（昨年度約 16%）以上、大変簡単であります、令和 6 年度厚岸町立中学校卒業生進路状況についての報告を終わります。

●教育長

内容は、「町立中学校卒業生進路状況について」であります。これから質疑を行います。

●田辺委員 進学状況の内訳にクラーク記念国際高等学校は、オンライン授業、プラス登校する学校ですよね。どちらにあるのでしょうか

●指導室長 正確には確認していませんが、釧路市などにもあります。

●田辺委員 教育方針としては、ほとんどは自分が選択してオンラインでの教育を受けるということですね。

●指導室長 はい。そうです。

●教育長 ほかに質疑はございませんか。
(ありません。の声)

●教育長 なければ、報告第2号を終わります。

●教育長 日程第6、議案第9号「厚岸翔洋高等学校寄宿舎寮費助成事業実施要綱を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただいま上程いただきました、議案第9号「厚岸翔洋高等学校寄宿舎寮費助成事業実施要綱を定めることについて」、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。議案書3ページをお開き願います。

高等学校入学者は少子化により減少傾向にあり、北海道教育委員会の公立高校配置計画でも道内公立高校の学級減が示されております。厚岸翔洋高等学校においても近年は入学者が減少しており、厚岸翔洋高校における学

級数の維持を図るため、厚岸翔洋高校と厚岸町において連携し、令和6年度から全国からの生徒募集活動を行っているところであります。本年2月28日に北海道教育委員会が発表した、公立高等学校入学者選抜に係る厚岸翔洋高校への出願状況は、普通科と海洋資源科合わせて定数80人のところ、推薦入学確約書提出者を含め普通科と海洋資源科を合わせて27人でした。厚岸翔洋高校では、遠方からでも入学できるよう「若潮寮」を設置しているところでありますが、寮費年間564,000円の負担は大きく、厚岸町から寮費月額47,000円のうち、30,000円を超える金額について助成を行うことにより、入寮家庭の負担軽減を図るとともに、高校受験において厚岸翔洋高等学校を選択いただく魅力の一つとなり、一人でも多くの生徒に入学いただくよう環境を整えるため、事務執行にあたっての必要な事項を定める必要があることから、その手続きについて規定しようとするものであります。議案書3ページ、「厚岸翔洋高等学校寄宿舎寮費助成事業実施要綱を定めることについて」であります。第1条は、「目的」であります。この要綱は、厚岸翔洋高等学校寄宿舎「若潮寮」の寮費の一部を助成することにより、保護者の教育費負担軽減及び利用生徒の利便性向上を図ることを目的とするものであります。第2条は、「助成」の内容であります。助成は、寮費の一部について、若潮寮の運営及び管理を行う団体に対し、予算の範囲内で助成することにより行うものとする規定であります。第2項は、助成金の額は、町内に住民登録をしている生徒一人につき、寮費月額から30,000円を差し引いた額とする規定であります。第3条は、「助成の申請」であります。助成申請をしようとするときは、厚岸翔洋高等学校寄宿舎「若潮寮」寮費助成金交付申請書に、厚岸翔洋高等学

校寄宿舎「若潮寮」寮費助成金内訳書及び助成対象者であることを証する書類を添付し、厚岸町教育委員会に申請するものとする規定であります。第4条は、「助成の決定」であります。教育委員会は、申請を受理したときは、内容を審査し、助成の可否を決定する規定であります。

第2項は、教育委員会は、助成の可否を決定したときは、団体に対し厚岸翔洋高等学校寄宿舎「若潮寮」寮費助成金（交付・不交付）決定通知書より通知するものとする規定であります。第5条は、「助成金の返還」であります。教育委員会は、不正な行為により助成金の交付を受けたと認めた場合は、団体に対して助成金の全部又は一部の返還を命ずることができることを規定するものであります。第6条は、補則としまして、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める規定であります。次に、5ページ以降の各種の様式について説明します。5ページ、別記様式第1号は、要綱第3条に規定する助成金の交付に係る申請書であります。6ページ、別記様式第2号は、要綱第3条に規定する別記様式第1号に添付する助成金の内訳書であります。7ページ、別記様式第3号は、要綱第4条第2項に規定する助成金の交付・不交付の決定通知書であります。4ページにお戻り下さい。附則であります。この訓令は、令和7年4月1日から施行するものであります。以上簡単ですが、議案第9号「厚岸翔洋高等学校寄宿舎寮費助成事業実施要綱を定めることについて」のご説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

要綱を定めることについて」であります。これから質疑を行います。

●田辺委員 助成金の額ですが、第2条第2項で寮費月額から30,000円、保護者から30,000円を負担してくださいと、実際の寮費については、月にどのくらいかかるのでしょうか。

当初予算では1,836,000円計上していますが、一人あたり月額はいくらなんのでしょうか。

●管理課長 ご説明の中に申し上げたんですが、寮費月額47,000円となります。そのうち30,000円を超える部分ということなので、月額でいうと17,000円。1年生、2年生につきましては12ヶ月、寮に入りますので、年間の寮費は564,000円となります。3年生につきましては12月まで寮に入りますので、9ヶ月分掛ける17,000円となります。

●田辺委員 あと、運用の関係なんですが、申請や手続きの申請者はどのような人になるのか、高校なのか、寮の団体なのか、そして申請の時期ですが、助成対象者を証する書類と別記様式にあります。どういうものなのでしょうか。それから、別記様式2で寮費を納入した書類をつけるように記載がありますね、寮費を払う行為がなければ、証明書類はつけられないですね。そうすると申請の時期はいつになるのでしょうか。

●管理課長 申請者につきましては、寮費を管理している厚岸翔洋高校の若潮寮の会から、申請があります。申請の時期については、毎月ではありません。高校との打合せの中では、高校の別の支援にバス定期券の助成をしていますので、同様な書き方をしております。特に設けておりま

せん。バス定期券の場合は、3ヶ月毎に申請をいただいております。高校との打合せの中では3ヶ月に1回、そういった申請行為していただくことで予定しております。お金のことなので不足などあろうかと想定されます。

その場合は1ヶ月ごとに、申請してもかまわないと打合せをしています。あと保護者が寮費を納入した書類ですが、高校の方で住民登録票、こちらの方を提出してもらうことになるので、その写しをもらいます。あと、保護者が納入をしたことがわかる書類については、様式にもありますが、通帳の写しを添付してもらいます。ほとんどが振込となりますので、通帳の方に誰から振込まれたかわかるよう銀行の方で記載されますので、それで確認となります。ここで寮費が47,000円となっていて、うちの方で17,000円を助成し、保護者の方からは、30,000円を納入していただくんですが、納入してもらった書類としては、通帳の写し、出納簿の写しをもらいます。

●田辺委員 事後の精算となるんですよね。今聞いたら、長くても3ヶ月くらいには精算していくということですね。

あまり期間をおくと寮の運営そのものが、大変になるかなと思うんですよね。

●管理課長 補足です。寮費の納入ですが、例えば3月分の場合は、前月の25日までと決まっていますので運営に支障がないように高校と連携を図りながらやっていきます。

●濱委員 第4条で内容を審査し助成の可否を決めるとなっていますが、どういう審査、内容に不備があるか、ないかといった単純な審査ですかね。

●管理課長 おっしゃるとおりです。申請があがってきて、納入されているかの確認をし、書類審査、不備がないかを確認します。

●教育長 ほかにありませんか。
(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。
(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第10号「厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●指導室長 ただいま上程いただきました議案第10号、「厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」、その内容をご説明いたします。

議案書8ページをご覧ください。当町で任用している「語学指導等を行う外国青年」である「外国語指導助手」の報酬等については、地方自治体が総務省、外務省及び文部科学省の協力のもと、「語学指導等を行う外国青年招致事業」を活用して招致・任用しているため、三省連名による通知を基に、「厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則」第7条にて、勤務経験年数に応じた月額を定めております。この度の規則改正は、令和7月1月6日付けで、総務省、外務省及び文部科学省の三省連名で、令和7年度以降の「外国語指導助手」の報酬額を、昨今

の民間の平均給与や地方公務員の給与等の動向等も踏まえ、見直す旨の通知があったことによるもので、当町としては、今後も「語学指導等を行う外国青年招致事業」を活用し、「外国語指導助手」を招致していく予定でありますので、この内容に沿った報酬月額に改めるため、本案を提出するものであります。それでは、改正内容の説明をさせていただきます。

改正内容につきましては、別にお配りしております、説明資料 1 ページ、議案第10号「厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則の一部を改正する規則新旧対照表」でご説明いたします。見直される報酬額については、月額で、現行規則第 7 条第 1 項第 1 号、勤務経験年数が 1 年未満の外国語指導助手が現行の280,000円から335,000円に、第 2 号、経験年数が 1 年以上 2 年未満の外国語指導助手が現行の300,000円から345,000円に、第 3 号、勤務経験年数が 2 年以上 3 年未満の外国語指導助手が現行の325,000円から355,000円に、第 4 号、勤務経験年数が 4 年以上の外国語指導助手が現行の330,000円から360,000円に引き上げるものであります。議案書 8 ページにお戻りください。附則であります。この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであります。以上簡単ですが、議案第10号「厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由と内容の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長

内容は厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定についてであります。これから質疑を行います。

●田辺委員 確認させてください。勤務経験年数の考え方ですが、厚岸町以外の他の自治体でALTを経験した方が厚岸町で採用になった場合は、経験年数は通算されるんですよね。

●指導室長 基本的には前の町村の年数は引き継がれます。ただ、そういうケースは、ほとんどありません。基本的に初めて働く方を任用しています。というのは、期限が基本3年まで、成績優秀な方については最大5年までとなります。前にどこかの町村で2年働いてきたとしても、厚岸町では1年しか働けないということになります。

当町としては3年働ける方を選んでいきます。あと、他町で働いている方が、町村を替えたいと希望される方もいるので、その場合は、通知が発出されますので希望があれば対応します。

●教育長 ほかにございませんか
(ありませんの声。)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。
(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第11号「厚岸町学校給食費の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長

ただいま上程いただきました議案第11号「厚岸町学校給食費の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定について」その提案理由と内容についてご説明申し上げます。議案書9ページをお開き願います。

厚岸町学校給食費の取扱いに関する規則は、学校給食法第11条第2項に規定する学校給食費の取扱いに関して必要な事項を定めております。令和7年度の厚岸町学校給食の学校給食費については、厚岸町学校給食センター管理条例施行規則第7条の規定により、本年1月31日付けで厚岸町教育委員会が厚岸町学校給食センター運営委員会へ学校給食費の額についての諮問をし2月10日付けで答申を受け、2月25日に開催された第2回厚岸町教育委員会で決定したところであり、本規則別表に規定する学校給食費の額について改正する必要があることから、本案を提出するものであります。それでは、改正内容の説明をさせていただきます。議案書9ページをご覧ください。改正内容につきましては、別にお配りしております、説明資料2ページ、議案第11号説明資料「厚岸町学校給食費の取扱いに関する規則の一部を改正する規則新旧対照表」でご説明いたします。先ほど申し上げましたとおり、令和7年度における学校給食費を決定したことに伴い、本規則別表で規定している学校給食費の額について、改正するものであります。別表に記載の「小学校の児童及び教職員等」の欄、「1食当たり253円」を「1食あたり295円」に「中学校の生徒及び教職員等」の欄、「1食当たり304円」を「1食あたり354円」に「学校給食センター職員」の欄、「1食当たり245円を」を1食あたり「295円」に「試食他」の欄、「1食当たり304円」を「1食あたり354円」に改正するものであります。

議案書9ページにお戻りください。附則であります。

この規則は、令和7年4月1日から施行する内容でございます。以上簡単ですが、議案第11号「厚岸町学校給食費の取扱いに関する規則の一部を改正する規則」のご説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長 内容は、厚岸町学校給食費の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。
(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第12号「厚岸町スポーツバス使用管理要綱の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●B & G海洋センター所長 ただいま上程いただきました議案第12号「厚岸町スポーツバス使用管理要綱の一部を改正する訓令を定めることについて」、その提案理由を申し上げます。議案書10ページをお開き願います。本規程は、中学校部活動の地域移行の受け皿として令和6年度より厚岸総合クラブJOYの活動が開始されておりますが、休日における公式試合等に参加する際の送迎体制を確立するため、生涯学習課において少年団の送迎を目的に管理運行しているスポーツバスを活用することができるよう見直しを図るた

めに本案を提出するものであります。改正内容につきましては、別にお配りしている、議案第12号説明資料「厚岸町スポーツバス使用管理要綱の一部を改正する訓令新旧対照表」により、ご説明申し上げます。第2条において、スポーツバスの使用目的を特別な事由を除き厚岸町スポーツ少年団の送迎に限定しておりましたが、新たに厚岸総合クラブ J O Y の送迎を加えるものであります。

「附則」であります。この訓令は、令和7年4月1日から施行するものであります。以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

●教育長 内容は、厚岸町スポーツバス使用管理要綱の一部を改正する訓令を定めることについてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。
(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第13号「厚岸町温水プール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●温水プール館長 ただいま上程いただきました議案第13号「厚岸町温水プール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、その提案理由を申し上げます。議案書11ページをお開き願います。厚岸町温水プールは、本年3月より、

これまでの重油ボイラーに変わり、木質バイオマスボイラーを導入いたしました。このことにより、従来、必要であった、燃料費（重油代）が、全額削減でき、その削減額で、これまで閉館していた冬期間の開館経費が賄える見込みとなったことから、温水プールの運営の効率化及び町民の皆さんの体力向上、健康維持を図るため、温水プールの施設の維持管理に必要な期間を除き、通年開館いたしたく、本案を提出するものであります。改正内容につきましては、別にお配りしている、説明資料４ページ議案第13号説明資料「厚岸町温水プール条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表」により、ご説明申し上げます。通年開館とすることから、第４条中において、見出しを含め「開館期間」の語句を削除するとともに、開館期間の規定であった、同条第１号を削り、これに伴う号の繰り上げとして、同条第２号を同条第１号とし、同条第３号に、ウとして、年末年始の休日の規定と、エとして、プール水の良質維持と安全確保のため、施設の維持管理に必要な休館期間を設けるための規定を加え、同号を第２号に繰り上げる改正であります。

「附則」であります。この規則は、令和７年４月１日から施行するものであります。以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

●教育長

内容は、厚岸町温水プール条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてであります。これから質疑を行います。

（ありません。の声）

●教育長

なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第14号「厚岸町文化振興助成条例助成基準に関する規程の一部を改正する訓令を定めることについて」ですが、議案第14号については、取下げの申出がありました。この件について、職員は説明をしてください。

●B & G 海洋
センター所長 今回提出させていただきました、議案第14号「厚岸町文化振興助成条例助成基準に関する規程の一部を改正する訓令を定めることについて」であります。本案につきましては改正内容の一部に再度精査を要する部分が生じたことから、議案の取下げをさせていただきます。

 なお、精査のうえ、次回教育委員会において改めて議案を提出させていただきますので、ご理解の程お願い申しあげます。

●教育長 今、説明がありましたがそのように進めさせていただきます。

●教育長 次に、議案第15号「厚岸町スポーツ振興助成条例助成基準に関する規程の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●B & G 海洋
センター所長 ただいま上程いただきました議案第15号「厚岸町スポーツ振興助成条例助成基準に関する規程の一部を改正する訓令を定めることについて」、その提案理由を申し上げます。議案書13ページをお開き願います。本規程は、

条例目的にある本町のスポーツ振興に寄与するスポーツ団体、その他の団体及び、個人に対し助成する基準を明示しているものでありますが、これまで個人・団体が競技会等に参加又は出場する場合において、指導者が引率できない場合は保護者を引率者として助成対象に含む取扱いを行ってきたところではありますが、その範囲をより明確にするため、今回、「引率者」を「指導者」に限定し、町外に在住する「指導者」についても助成対象といたしたく、本案を提出するものであります。改正内容につきましては、別にお配りしている、議案第15号説明資料「厚岸町スポーツ振興助成条例助成基準に関する規程の一部を改正する訓令新旧対照表」により、ご説明申し上げます。第2条第1項において、助成対象となる引率者を、町内学校の教職員及び厚岸町スポーツ少年団または厚岸総合クラブ J O Y に登録された指導者として限定し、助成対象の範囲を明確にするための改正であります。次に、第3条第7項において、この基準の適用を町民及び町外から町内高等学校に通う生徒としていたところ、町外在住の引率者についても適用することとする改正であります。「附則」であります。この訓令は、令和7年4月1日から施行するものであります。以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

●教育長

内容は、厚岸町スポーツ振興助成条例助成基準に関する規程の一部を改正する訓令を定めることについてであります。これから質疑を行います。

●田辺委員

第2条の規程の解釈、運用ですが、今回の改正する規程の内容の以前からあるただし書きの部分なんですが、

大会規定で出場選手の数が定められている場合は、そちらに数によりますよとなっていますが、この運用上はどうなんでしょうか。例えば大会に出場する選手の数15名より少ない場合、若しくは15名超える場合もあると思いますが、そのあたりどうなんでしょうか。

●B & G 海洋センター所長 これにつきましては、野球でいえば9名で行うスポーツですが、大会の開催要項を確認させていただきまして、例えば12名以上の登録を必要すると記述がありますので、大会の開催要項にある人数を優先させていただきます。例えば野球の少年団が15名いた、しかし、大会の規定は12名とあれば、12名まで分しか助成対象なりません。大会のルールに沿って対象とします。

●田辺委員 大会はいろいろあると思いますが、開催要項や要領に沿って対象とするんですね。

●教育長 そのほか、ありませんか。
(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。
(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第16号「厚岸町教育委員会事務局及び職別定数規程の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長

ただいま上程いただきました議案第16号「厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令を定めることについて」その提案理由と内容についてご説明申し上げます。議案書14ページをお開き願います。厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程において、教育委員会事務局の職名及び定数、教育機関の施設ごとの職名及び定数を規定しており、人事異動や組織見直しによりその定数等に変更が生じるときに改正をしております。改正内容につきましては、別にお配りしております説明資料7ページ、議案第16号説明資料「厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令新旧対照表」でご説明いたします。厚岸町教育委員会の定数は、厚岸町職員定数条例第2条に規定する別表により37名とされております。

この度の令和7年4月1日付け人事異動により、情報館長の主幹兼務を解くとともに、司書1名を減員し、新たに情報館へ主幹1名と主事1名を配置し、また、海洋センター所長がスポーツ係長を兼務し、新たに主任1名を配置することから、厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程している「2項教育機関」の「第3号情報館」の館長の欄の下に、新たに「主幹・係長1」を加え、「司書を1」に改正し、「第4号海洋センター」の「主幹・係長」を削り、「主査・主任・主事を3」に改正する内容であります。なお、教育委員会全体での定数37名に変更はございません。議案書15ページをご覧ください。附則であります。この訓令は、令和7年4月1日から施行するものであります。以上簡単ですが、議案第16号「厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令を定めることについて」のご説明とさせていただきます。ご審議の上ご承

認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●教育長 内容は、厚岸町教育委員会事務局及び職別定数規程の一部を改正する訓令を定めることについてであります。

●教育長 これから質疑を行います。
(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。
(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第17号「厚岸町教育委員会に属する教育機関職員の異動について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただいま上程いただきました、議案第17号、「厚岸町教育委員会に属する教育機関職員の異動について」、その内容をご説明いたします。議案書16ページをご覧ください。厚岸町教育委員会に属する教育機関の職員の異動について決定いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第4号の規定により、本案を提出するものであります。別にお配りしております説明資料8ページ、議案第17号説明資料をご覧ください。

令和7年3月31日付け退職異動につきましては、記載のとおりであります。本来であれば、3月13日に開催した第4回教育委員会で本案を提出するところでありましたが、発令内容を再度確認したところ、当該職員の氏名に漏れがあり、今回提出となったところであります。

今後はこのようなことがないように、確認を徹底させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

以上、簡単な説明ですが、議案第17号「教育委員会に属する教育機関職員の異動について」の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

●教育長 内容は、厚岸町教育委員会に属する教育機関職員の異動についてであります。これから質疑を行います。
(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。
(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 その他、総体的に何かございますか。
(ありません。の声)

●教育長 以上で、本日の会議日程は全て終了しました。
これをもって、第5回教育委員会を閉会します。